

追加給付のスケジュール

別紙1

以下のスケジュールでお知らせやお支払いを順次実施すべく、準備を進める。

お知らせ開始時期

お支払い開始時期

現に給付を受けている方

雇用保険	3月18日～ (一部の方の過去分は10月頃～)	将来分：3月18日～ 過去分：4月～ (一部の方は11月頃～)
労災保険 (労災年金)	将来分：4月 過去分：5月～ (一部の方は9月～)	将来分：6月 (4～5月分)～ 過去分：6月～ (一部の方は10月～)
労災保険 (休業補償)	過去分：6月～ (一部の方は7月～)	将来分：5月 (4月分)～ 過去分：7月～ (一部の方は8月～)
船員保険	4月～	4月～

過去に給付を受けていた方

雇用保険	育児休業給付：8月頃～ それ以外：10月頃～	11月頃～
労災保険 (労災年金)	9月頃～	10月頃～
労災保険 (休業補償)	8月頃～ (一部の方は11月頃～)	9月頃～ (一部の方は12月頃～)
船員保険	4月～	6月～

※将来分：今後支払われる給付について、改定した額でのお支払い
過去分：過去に受けた給付について、追加分をまとめてお支払い

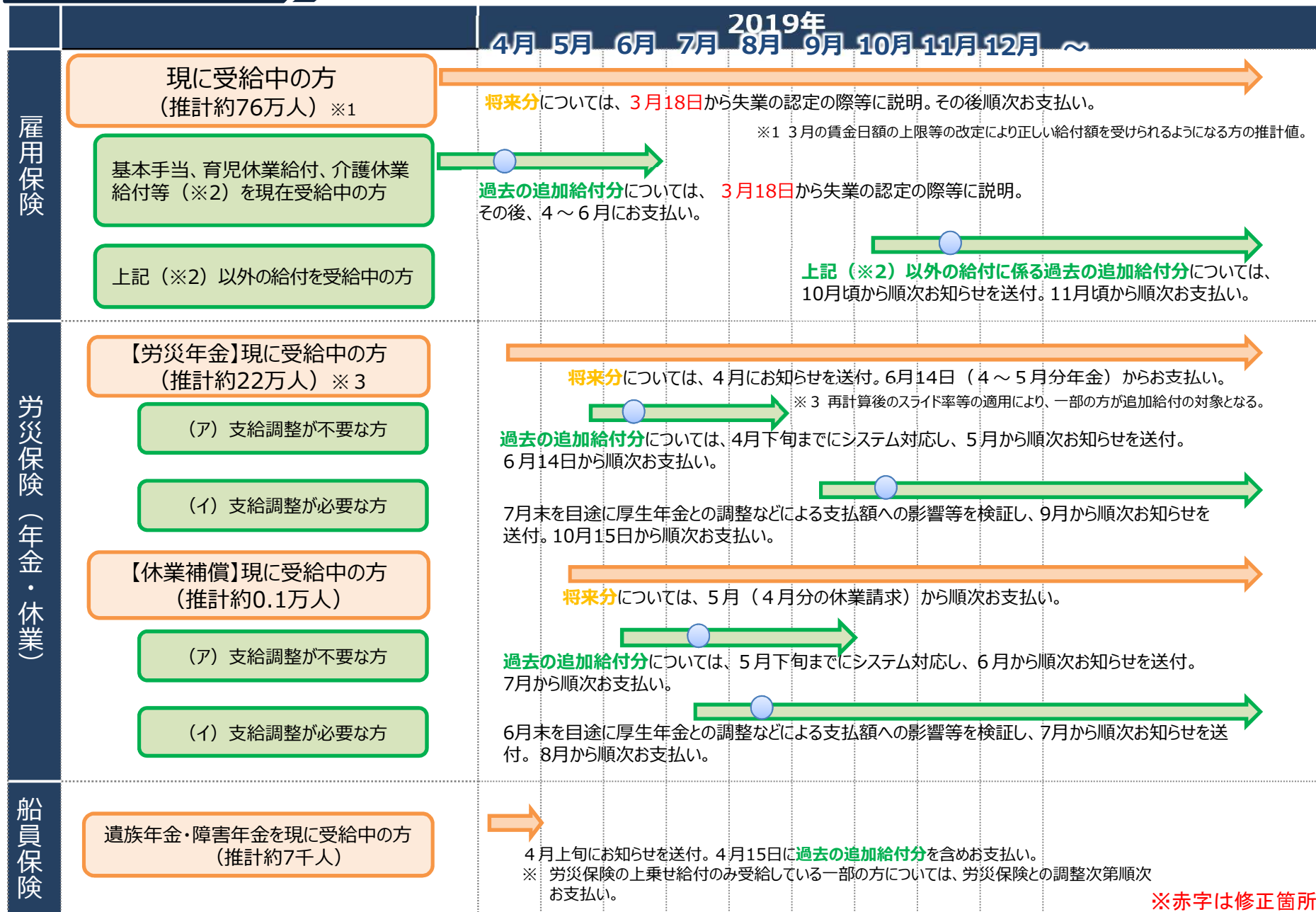
※赤字は修正箇所

雇用保険・労災保険・船員保険の追加給付のスケジュール

以下のスケジュールでの実施を目指し、準備を進める。

注) オレンジの欄は将来分、緑の欄は過去の追加給付分。推計値は、一部精査中。

現に給付を受けている方

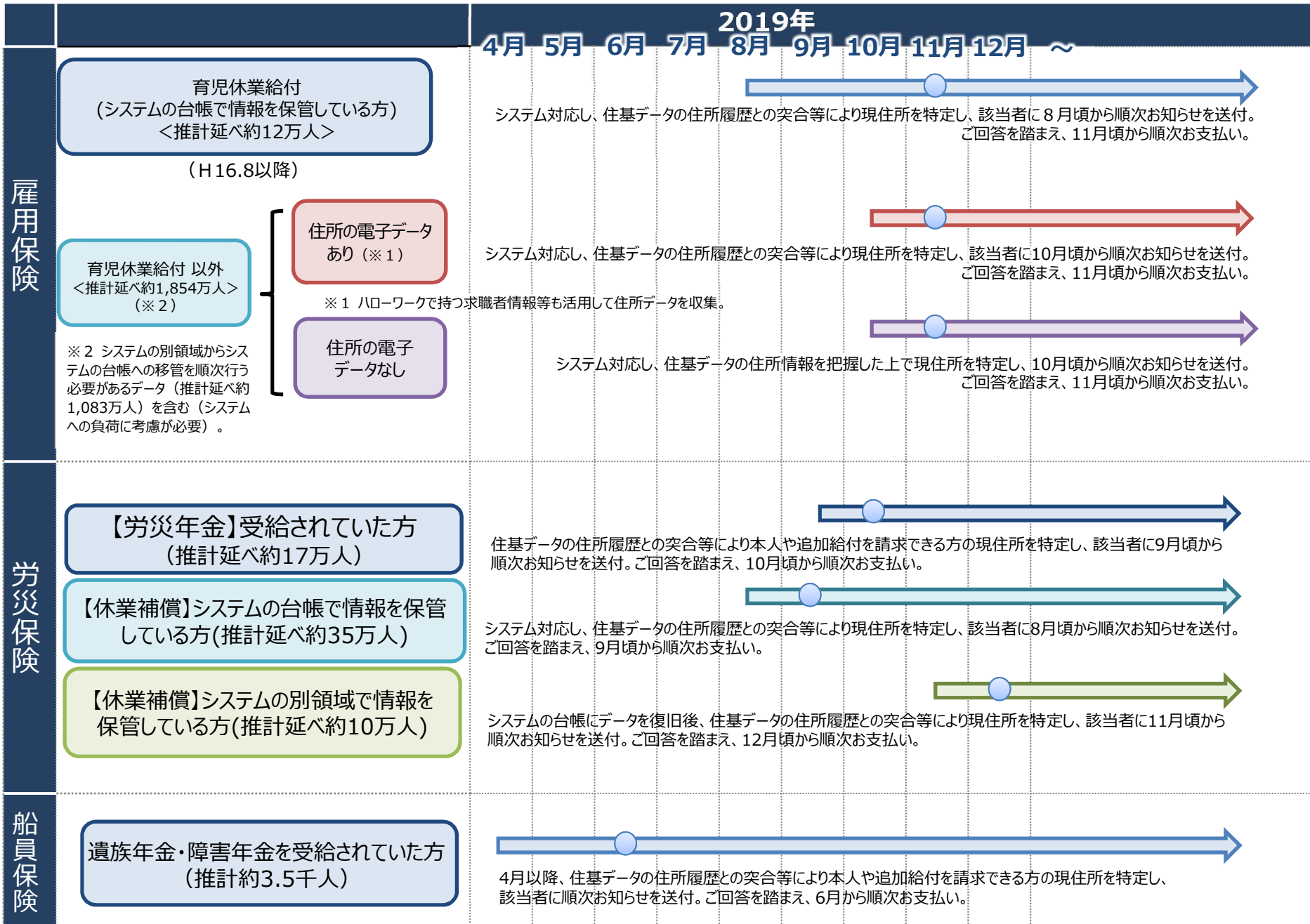


※1 3月の賃金日額の上限等の改定により正しい給付額を受けられるようになる方の推計値。

※3 再計算後のスライド率等の適用により、一部の方が追加給付の対象となる。

※赤字は修正箇所

過去に給付を受けていた方



※受給している方が死亡した際に未支給の給付金を過去に受領した親族についても同様の対応を実施。